

静岡県保健医療計画の全体構成 新旧対照表（案）

※平成29年5月現在。今後変更があり得る。

第7次（現行）静岡県保健医療計画	第8次（次期）静岡県保健医療計画 構成案	備考
<p>第1章 基本的事項</p> <p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>第2節 基本理念</p> <p>第3節 計画の位置付け</p> <p>第4節 計画の期間</p> <p>第5節 2025年に向けた取組</p>	<p>第1章 基本的事項</p> <p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>第2節 基本理念</p> <p>第3節 計画の位置付け</p> <p>第4節 計画の期間</p> <p>第5節 2025年に向けた取組</p> <p>第6節 地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>第10章から移動</p>
<p>第2章 保健医療の現況</p> <p>第1節 人口</p> <p>第2節 受療動向</p> <p>第3節 医療資源</p>	<p>第2章 保健医療の現況</p> <p>第1節 人口</p> <p>第2節 受療動向</p> <p>第3節 医療資源</p>	
<p>第3章 保健医療圏</p> <p>第1節 保健医療圏の設定の基本的考え方</p> <p>第2節 保健医療圏の設定</p> <p>1 2次保健医療圏</p> <p>2 3次保健医療圏</p> <p>第3節 基準病床数</p>	<p>第3章 保健医療圏</p> <p>第1節 保健医療圏の設定の基本的考え方</p> <p>第2節 保健医療圏の設定</p> <p>1 2次保健医療圏</p> <p>2 3次保健医療圏</p> <p>第3節 基準病床数</p>	<p>章立て</p>
<p>第4章 医療機関の機能分担と相互連携</p> <p>第1節 地域医療構想</p> <p>第2節 医療機関の機能分化と連携</p> <p>第3節 プライマリーケア</p> <p>第4節 地域医療支援病院の整備</p> <p>第5節 公的病院等の役割</p> <p>1 公的病院等の役割</p> <p>2 公的病院改革への対応</p> <p>3 県立病院</p> <p>(1) 県立静岡がんセンター</p> <p>(2) 地方独立行政法人静岡県立病院機構</p> <p>(ア) 県立総合病院</p> <p>(イ) 県立こころの医療センター</p> <p>(ウ) 県立こども病院</p> <p>第6節 医療機能に関する情報提供の推進</p> <p>第7節 地域医療を考える月間</p>	<p>第5章 医療機関の機能分担と相互連携</p> <p>第1節 医療機関の機能分化と連携</p> <p>第2節 プライマリーケア</p> <p>第3節 地域医療支援病院の整備</p> <p>第4節 公的病院等の役割</p> <p>1 公的病院等の役割</p> <p>2 公的病院改革への対応</p> <p>3 県立病院</p> <p>(1) 県立静岡がんセンター</p> <p>(2) 地方独立行政法人静岡県立病院機構</p> <p>(ア) 県立総合病院</p> <p>(イ) 県立こころの医療センター</p> <p>(ウ) 県立こども病院</p> <p>第5節 医療機能に関する情報提供の推進</p>	<p>11章へ移動</p>
<p>第5章 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築</p> <p>第1節 疾病又は事業ごとの医療連携体制</p> <p>第2節 疾病</p> <p>1 がん</p> <p>2 脳卒中</p> <p>3 急性心筋梗塞</p> <p>4 糖尿病</p> <p>5 喘息</p> <p>6 肝炎</p> <p>7 精神疾患</p> <p>－2 認知症</p> <p>－3 児童精神疾患（精神障害及び発達障害）</p>	<p>第6章 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築</p> <p>第1節 疾病又は事業ごとの医療連携体制</p> <p>第2節 疾病</p> <p>1 がん</p> <p>2 脳卒中</p> <p>3 心筋梗塞等の心血管疾患 【見直し】</p> <p>4 糖尿病</p> <p>5 喘息</p> <p>6 肝炎</p> <p>7 精神疾患</p> <p>・ 統合失調症 【新規】</p> <p>・ うつ病、躁うつ病</p> <p>・ 認知症</p> <p>・ 児童・思春期精神疾患</p> <p>・ 発達障害</p> <p>・ 依存症</p> <p>・ 外傷後ストレス障害（PTSD）【新規】</p> <p>・ 高次脳機能障害</p> <p>・ 摂食障害</p>	<p>「喘息」は「アレルギー疾患」に含めることも考えられる</p> <p>疾患等ごとに記載</p> <p>アルコール依存症等</p>

静岡県保健医療計画の全体構成 新旧対照表（案）

※平成29年5月現在。今後変更があり得る。

第7次（現行）静岡県保健医療計画	第8次（次期）静岡県保健医療計画 構成案	備考
<p>第3節 事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療 2 災害時における医療 3 へき地の医療 4 周産期医療 5 小児医療（小児救急医療を含む。） <p>第4節 在宅医療</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療の体制整備 2 在宅歯科医療の体制整備 3 薬局の役割 4 リハビリテーション 	<p>・てんかん ・精神科救急 ・身体合併症 ・自殺対策 ・医療観察法における対象者への医療</p> <p>第3節 事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療 2 災害時における医療 3 へき地の医療 4 周産期医療 5 小児医療（小児救急医療を含む。） <p>第4節 在宅医療</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療の体制整備 2 在宅歯科医療の体制整備 3 薬局の役割 4 訪問看護ステーションの役割 【新規】 5 リハビリテーション 	<p>「へき地保健医療計画」「周産期医療体制整備計画」を医療計画に一本化</p> <p>項目立て</p>
<p>第6章 各種疾病対策等</p> <p>第1節 感染症対策</p> <p>第2節 結核対策</p> <p>第3節 エイズ対策</p> <p>第4節 難病対策</p> <p>第5節 臓器移植対策</p> <p>第6節 血液確保対策</p> <p>第7節 歯科保健医療対策</p>	<p>第7章 各種疾病対策等</p> <p>第1節 感染症対策</p> <p>第2節 結核対策</p> <p>第3節 エイズ対策</p> <p>第4節 難病対策</p> <p>第5節 アレルギー疾患対策 【新規】</p> <p>第6節 臓器移植対策</p> <p>第7節 血液確保対策</p> <p>第8節 治験の推進 【新規】</p> <p>第9節 歯科保健医療対策</p>	<p>「アレルギー疾患対策基本法」踏まえて記載</p>
<p>第7章 医療従事者の確保</p> <p>第1節 医師</p> <p>第2節 歯科医師</p> <p>第3節 薬剤師</p> <p>第4節 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）</p> <p>第5節 その他の保健医療従事者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 診療放射線技師 2 臨床検査技師・衛生検査技師 3 理学療法士・作業療法士 4 視能訓練士 5 言語聴覚士 6 臨床工学技士 7 義肢装具士 8 救急救命士 9 歯科衛生士 10 歯科技工士 11 管理栄養士・栄養士 12 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師 13 柔道整復師 14 医療社会事業従事者（MSW） 15 精神保健福祉士（PSW） 16 細胞検査士 17 獣医師 <p>第6節 ふじのくに医療勤務環境改善支援センター</p> <p>第7節 介護サービス従事者</p>	<p>第8章 医療従事者の確保</p> <p>第1節 医師</p> <p>第2節 歯科医師</p> <p>第3節 薬剤師</p> <p>第4節 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）</p> <p>第5節 その他の保健医療従事者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 診療放射線技師 2 臨床検査技師・衛生検査技師 3 理学療法士・作業療法士 4 視能訓練士 5 言語聴覚士 6 臨床工学技士 7 義肢装具士 8 救急救命士 9 歯科衛生士 10 歯科技工士 11 管理栄養士・栄養士 12 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師 13 柔道整復師 14 医療社会事業従事者（MSW） 15 精神保健福祉士（PSW） 16 細胞検査士 17 獣医師 <p>第6節 ふじのくに医療勤務環境改善支援センター</p> <p>第7節 介護サービス従事者</p>	
<p>第8章 医療安全対策の推進</p> <p>医療安全対策の推進</p>	<p>第9章 医療安全対策の推進</p> <p>医療安全対策の推進</p>	
<p>第9章 健康危機管理対策の推進</p> <p>第1節 健康危機管理体制の整備</p> <p>第2節 医薬品等安全対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品等の品質確保と適正使用の推進 2 麻薬・覚せい剤等に対する薬物乱用防止対策 	<p>第10章 健康危機管理対策の推進</p> <p>第1節 健康危機管理体制の整備</p> <p>第2節 医薬品等安全対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品等の品質確保と適正使用の推進 2 麻薬・覚せい剤等に対する薬物乱用防止対策 	

静岡県保健医療計画の全体構成 新旧対照表（案）

※平成29年5月現在。今後変更があり得る。

第7次（現行）静岡県保健医療計画	第8次（次期）静岡県保健医療計画 構成案	備考
第3節 食品の安全衛生の推進 第4節 生活衛生対策の推進 1 生活衛生 2 水道	第3節 食品の安全衛生の推進 第4節 生活衛生対策の推進 1 生活衛生 2 水道	
第10章 保健・医療・福祉の総合的な取組の推進	第11章 保健・医療・福祉の総合的な取組の推進	
第1節 <u>地域包括ケアシステムの構築</u>	第1節 <u>健康経営の視点を取り入れた戦略的な健康づくり</u>	・第1章へ移動
第2節 <u>健康づくりの推進</u>	第2節 <u>今後高齢化に伴い増加する疾患等対策【新規】</u>	・健康経営の視点
第3節 高齢者保健福祉対策	第3節 高齢者保健福祉対策	・ロコモ、フレイル、肺炎、大腿骨頸部折等
第4節 母子保健福祉対策	第4節 母子保健福祉対策	
第5節 障害者保健福祉対策	第5節 障害者保健福祉対策	
第6節 保健施設の機能充実	第6節 保健施設の機能充実	
1 保健所（健康福祉センター）	1 保健所（健康福祉センター）	
2 発達障害者支援センター	2 発達障害者支援センター	
3 精神保健福祉センター	3 精神保健福祉センター	
4 静岡県総合健康センター	4 静岡県総合健康センター	
5 環境衛生科学研究所	5 環境衛生科学研究所	
6 市町保健センター	6 市町保健センター	
第11章 計画の推進方策と進行管理	第7節 <u>地域の医療を育む住民活動</u>	第5章から移動
第11章 計画の推進方策と進行管理	第12章 計画の推進方策と進行管理	
第1節 <u>全県的取組</u>	第1節 <u>計画の推進体制</u>	計画の推進方策と進行管理について記載充実
第2節 <u>2次保健医療圏における計画の推進</u>	第2節 <u>数値目標等の進行管理</u>	
1 賀茂保健医療圏	第3節 <u>主な数値目標等</u>	
2 熱海伊東保健医療圏	第13章 <u>地域保健医療計画（圏域版）</u>	
3 駿東田方保健医療圏	1 賀茂保健医療圏	圏域版について「地域保健医療計画」として記載充実
4 富士保健医療圏	2 熱海伊東保健医療圏	
5 静岡保健医療圏	3 駿東田方保健医療圏	
6 志太榛原保健医療圏	4 富士保健医療圏	
7 中東遠保健医療圏	5 静岡保健医療圏	
8 西部保健医療圏	6 志太榛原保健医療圏	
	7 中東遠保健医療圏	
	8 西部保健医療圏	